

手助けのふりをした 勧誘・斡旋にご注意ください！

【勧誘、斡旋の手口】は…

■ 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）や緊急保証制度の利用のお手伝いをするといった、FAX、ダイレクトメールなどが送りつけられていませんか？



■ 貸付や保証を受けるためには、会員になる必要があると思わせ、入会金、年会費や保証料などを振り込ませるという事例が発生しています。

■ 「中小企業に関係した組合に加入すれば有利な資産運用ができます」など、不審な勧誘をする事例も出ています。



【注意事項】その1は…

- 中小企業倒産防止共済制度は、
入会金、年会費や保証料は必要ありませんので十分ご注意ください。

[お問い合わせは] (独) 中小企業基盤整備機構 経営安定企画課
電話: 03-5470-1540 URL: <http://www.smrj.go.jp/>



【注意事項】その2は…

- 信用保証協会では、金融斡旋屋などの第三者が介入した保証を取扱いません。
信用保証協会と似た名前である、
FAX、ダイレクトメールなどには十分ご注意ください。
なお、信用保証協会は、所定の保証料以外に、
相談料、手数料、入会金などをいただくことはありません。

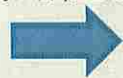
[お問い合わせは] (社) 全国信用保証協会連合会
電話: 03-6823-1200 URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/>



【注意事項】その3は…

- 中小企業に関連する組合から、有利な資産運用の勧誘を受けたときなどには
十分ご注意ください。

[お問い合わせは] 各経済産業局 中小企業課 (関東経済産業局は経営支援課)
URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/link/kumiai.htm>



【最新情報】は…

○中小企業庁 URL: <http://www.chusho.meti.go.jp>

[携帯電話から最新情報にアクセスできます。]

○モバイル中小企業庁 URL: <http://chusho.mjmk.jp>

○(独)中小企業基盤整備機構 URL: <http://www.smrj.go.jp/>

ATTENTION!
中小企業の皆様
ご注意ください



QRコードから
アクセス!

【不審な勧誘・斡旋】などがあれば…

上記の機関や最寄りの警察署にお問い合わせください。

その際、相手が示した電話番号、口座番号などをご提供ください。